

オリーブマラソン大会参加者募集

企画振興課 ☎050(3381)5030 FAX0957(82)3086
 〒859-2211 西有家町里坊96番地2 E-mail: seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp



市では姉妹都市である香川県小豆島町で開催される「小豆島オリーブマラソン全国大会」に選手団を派遣します。
 オリーブアイランドとも呼ばれる小豆島は、日本におけるオリーブ発祥の地として知られ、映画「二十四の瞳」や「八日目の蝉」の舞台としても有名です。
 地中海を思わせる風景の中、さわやかな潮風と光を浴びながら、海岸沿いのコースを駆け抜けてみませんか。

- 派遣期間
5月21日(土)～23日(月)
 2泊3日(島内視察あり)
 ※マラソン開催日は5月22日(日)
- 募集人員…8人
 ※応募者多数の場合は抽選
- 種目…①5km、②10km、③ハーフマラソン
- 3月4日(金) 必着**
- 負担金…3万円程度
 ※実際の旅費は、6万円程度
 (マラソン大会参加料4千円含む)
 ※南島原市まちづくり人材育成事業補助金として半額が助成されます
- 応募資格
 ・市民または市内在勤者
 ・交流会、島内視察など全行程同行できる人
 ・過去3年以内に南島原市まちづくり人材育成事業補助金を受けたことがない人

南島原市地域福祉計画(素案)の市民意見募集

福祉課 ☎050(3381)5051 FAX0957(82)0217
 〒859-2202 有家町山川58番地 E-mail: soumukourei@city.minamishimabara.lg.jp



市では「南島原市地域福祉計画(平成23～27年度)」を策定し、地域福祉を推進しています。
 現在の計画が、今年度で終了することから、今後の社会情勢などの変化に対応していくための次期計画(計画期間:平成28～32年度)の策定(見直し)を進めています。計画の策定にあたり、ご意見やご提案をいただくため、「素案」についての市民意見募集(パブリック・コメント)をします。

- 閲覧・募集期間
2月15日(月)～29日(月)
- 閲覧場所…福祉課、各支所、市民サービス課
 (市ホームページにも掲載します)
- 意見などを提出できる人
 ・市内に在住・在勤・在学の人
 ・市内に事業所などを有する人
 ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する人
- 意見の提出方法
 意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載のうえ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。(任意の様式でも結構です)
- 意見の公表
 お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。
- 提出先…福祉課、各支所、市民サービス課

公用車オークション開催

管財契約課 ☎050(3381)5022

公用車の維持管理経費削減などにより使わなくなった公用車を売却(オークション)します。

2月21日(日) 午前10時～売れ切れ次第終了
有家ウインバロウ跡地
 (有家町山川1200番地23)

- 出品概要(予定9台)
 ・ステーションワゴン…1台
 ・普通車バン…2台
 ・軽バン…5台
 ・軽ダンプ…1台
 ※出品内容は変更する場合があります。
- 売却方法…せり売り(オークション)
- オークション参加の注意
 ・市民または市内事業所であれば誰でも参加できます。
 ・出品物などオークションの詳細は、管財契約課および各支所に用意しているほか、ホームページにも掲載しています。
 ・落札者は、オークション当日に入札保証金として落札額の5%以上の納付が必要です。

西有家小学校の校章が決定

学校教育課 ☎050(3381)5081

西有家小学校、龍石小学校、慈恩寺小学校、長野小学校および見岳小学校が統合して、南島原市立西有家小学校が今年4月から開校します。
 開校にあたり、校章のデザインを西有家地区内で公募したところ、249点の応募があり、厳正な審査を経て、新しい校章が決定しました。
 たくさんのご応募ありがとうございました。



デザイン考案者
 近藤 左京くん(西有家小2年)

5つの花びらは現在の西有家地区の5つの小学校を表します。花びらの中の緑のデザインは、小学校の「小」で、子どもの顔を表すものでもあります。
 花びらが囲む校章の中心に「西」の文字を表現し、5つの学校が集まって新しい西有家小学校となることを表しています。
 5つの学校の子どもたちが力を合わせて新しい西有家小学校を作り上げていきたいという願いを込めています。

設備投資に伴う固定資産税の不均一課税の業種が拡充しました

商工観光課 ☎050(3381)5032

製造業・旅館業の事業者向けの支援制度として、500万円以上の設備を新しく増設し、かつ1人以上の新規常用雇用が発生する事業については、あらかじめ市に申請することで、その投資した固定資産税の3年間の不均一課税の措置を受けることができます。

固定資産税の不均一課税とは、通常は評価額の1.4%が課税されますが、この税率を課税される初年度が0.14%、2年目が0.35%、3年目が0.7%に減免できるという制度です。

この度、製造業と旅館業に加え、「情報サービス業等」と「農林水産物等販売業」が対象業種に拡充されました。

地下水保全条例が施行されます

環境課 ☎050(3381)5041

限りある地下水の有効活用と恒久的な使用を目的に地下水保全条例を平成28年4月1日から施行します。

井戸の設置や変更の際には市への事前協議や許可申請、あるいは届出が必要となりますので、ご協力をお願いします。

事前協議・許可申請が必要な井戸は、深さが20mを超え、かつ吐水口が1インチ(25.4ミリ)を超えるものです。

それ以外の井戸についても事前の届出が必要ですが、用途が飲用・生活用水の場合は届出も不要です。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。環境課までお問い合わせください。